

社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会 学校における福祉共育推進事業 実施要項

(目的)

第1条 この事業は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校」という。）の児童及び生徒を対象として社会福祉への理解と関心を高め、思いやりを育むとともに、児童及び生徒を通じて家庭や地域に福祉の啓発を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この事業では、福祉教育を児童・生徒と地域が共に学び合い、共に生きる力を育むことと位置づけ、福祉教育を福祉共育という。

(福祉共育に対する支援)

第3条 本会は、福祉共育の活動促進を図るために、次のような支援を行う。

- (1) 本会職員による福祉共育支援
- (2) 外部講師の紹介や斡旋、派遣
- (3) 福祉共育に必要な物品の貸出や情報の提供
- (4) 各学校の福祉共育に対する助成金の交付

(福祉共育の支援)

第4条 前条第1項第1号の福祉共育支援を希望する学校は、事前申し込みシート（様式1）を原則6週間前までに本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 福祉共育を実施した学校は、事業終了後1か月以内に振り返りシート（様式2）を会長に提出する。

(物品の貸出)

第5条 第3条第1項第3号の物品貸出を希望する学校は、物品借用書（様式3）を原則借用日の2週間前までに会長に提出しなければならない。

2 貸出期間は、原則3日間とする。ただし、貸出初日又は返却日が本会休業日（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する祝日及び振替休日）に該当する場合は、貸出しないものとする。

(助成対象経費)

第6条 第3条第1項第4号の助成金の対象となる経費は、次の経費とする。

報償費、旅費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、広報費

(助成金額)

第7条 助成金額は、予算の範囲内で1校につき年間20,000円若しくは、事業に要する経費のいずれか低い額とする。

(助成金の申請)

第8条 この助成金を受けようとする学校は、助成金交付申請書（様式4）を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第9条 会長は前条の規定により交付申請書の提出があった場合、その内容を審査して適當と認めたときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式5）により、学校に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 前条の規定により交付決定の通知を受けた学校が、助成金交付を受けようとするときは、助成金請求書（様式6）を会長に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第11条 この助成金を受けた学校は、年度終了後すみやかに助成金実績報告書（様式7）を会長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。